「救急認定薬剤師制度」について〈公示〉

平成22年7月7日日本臨床救急医学会理事会承認

1. 救急認定薬剤師制度の目的

近年、救命救急センターやICU等で多職種とチーム医療を実践する薬剤師が、多くの施設で見られるようになってきました。そこで日本臨床救急医学会では、日本病院薬剤師会の協力を得て、救急治療における薬物療法に関する高度な知識、技術、倫理観を備えた認定薬剤師を養成し、最適な治療を提供すること、国民の健康に貢献することを目的に、救急認定薬剤師制度を創設することといたしました。

本学会では平成21年12月の理事会において、日本臨床救急医学会救急認定薬剤師制度に関する骨格部分の諸規定を決定しました。順次、認定にかかる細部の規定について検討し、平成24(2012)年の認定試験の実施に向けて作業を進めて参ります。

2. 認定資格

救急認定薬剤師の認定資格は下記の項目を満たす必要があります。

- 1) 本邦における薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格及び救急治療における薬物療法に関する見識を備えていること。
- 2) 申請時において、薬剤師としての実務経験を5年以上有し、かつ救急治療における薬物療法に2年以上従事していること。
- 3) 申請時において、本学会の正会員であり会員歴が2年以上あること。
- 4) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認 定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、あるいは日本 臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- 5) 医療機関において、救急治療における薬物療法に関する業務を通じて患者の治療に 自ら参加した25例以上の症例を報告できること。症例報告の内容は指定項目の内、 4項目以上を選択し記載すること。なお、選択した項目については、少なくとも2症 例以上を記載すること。
- 6) 申請時において、ICLS コース受講もしくは BLS/AED コース指導経験があること
- 7) 研修委員会が指定する学術集会、研究発表などにおいて、別に定める単位数を履修している。

3. 今後の予定

平成 24 年春に 1 回目の認定試験を実施できるよう、日本病院薬剤師会との連携のもとテキストを出版します。現在来春の発行に向けて編集作業中です。

以上